

第5弾!

最大400万円

補助率最大 3/4

佐賀県中小企業生産性向上支援補助金

原材料・エネルギー価格高騰や人材不足等厳しい経営環境の中、県内中小企業者等の生産性向上等を支援します!

第5弾では、第4弾で採択されていない事業者を優先的に採択します。

※ただし、基準に満たない取組についてはいかなる場合も不採択とします

補助制度の概要

裏面に制度の概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

補助対象となる取組

補助対象事業	取組例
生産性向上 (高付加価値化・効率化)	・ デジタル技術等を活用した業務改善の取組 ・ 生産の効率化等のための取組 ・ 新商品開発や販路開拓等の売上向上につながる取組

対象事業のイメージ



生産管理システム導入
による業務効率化



ECサイト制作による
売上向上



多機能調理設備の導入
による新商品の開発



業務用高性能掃除機の
導入による作業効率化

※中古製品で見積合せが難しい場合は
一者選定理由書を提出してください。

公募期間

令和7年10月3日(金)～10月24日(金)

※佐賀県の令和7年度9月補正予算が成立した場合に実施する事業です。

※詳細決定次第、佐賀県産業イノベーションセンターHP等でお知らせします(10月上旬頃のお知らせを予定しています)。

事業の実施期限

事業実施期間は、交付決定の日から令和8年1月15日までです。

ただし、補助対象経費は令和7年5月30日以降に発生した経費についても補助対象とすることができます。

※やむを得ない事情により上記期限までに完了しない場合には、申出書の提出により、1月31日まで期限延長が認められます。

お問い合わせ先等

◆(問い合わせ) 佐賀県産業イノベーションセンター補助金事務局

〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

☎0952-37-1688 (平日9時から16時30分まで。12時から13時を除く。)



佐賀型賃金UP
支援チーム事務局

補助金の使い方・申請書の書き方など、何でもご相談
ください! ☎0952-97-8135 (平日9時～17時)

相談
無料

補助制度の概要

項目	賃金UP支援枠	単身事業者支援枠
対象者	佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者等。ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。 ①農林漁業者※ ②医療福祉業者※ ③常時使用する職員がいないCSO ※（農林漁業者・医療福祉業者であっても、必要な許認可等を取得し製造、加工、宿泊等の事業を行っている事業者については、当該事業部分についてのみ対象）	
従業員	常時使用する従業員が1名以上いる	常時使用する従業員がいない
要件	以下の全ての項目を満たす事業者。 ①令和5年10月15日から令和7年11月30日までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引き上げに伴う賃金を支給していること。※1※2 ②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にしていること。 ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金を下回っていないこと。 ※1 同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を5%以上引き上げること。 ※2 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から5%以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。	以下のいずれかに該当する者。 ①令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計売上高が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計売上高と比較し10%以上減少していること ②令和5年10月～令和7年3月までの連続する3ヶ月の合計粗利益額※3が令和2年10月～令和5年9月までの連続する同3ヶ月の合計粗利益額と比較して3%以上減少していること ※3 粗利益額とは、売上高から次のものを減じた金額をいう。 ①製造業にあっては製造原価 ②卸売業及び小売業などその他の業種にあっては売上原価 ★令和5年8月以降に創業した事業者については、別に定める比較要件による比較を可とする。
補助金額	第4弾で採択されていない事業者を優先的に採択する。 ※ただし、基準に満たない取組についてはいかなる場合も不採択とする。	
	補助対象経費（税別）× 補助率（千円未満切り捨て）	
補助率	3分の2以内 ただし、 <u>R5.10.15以降10%以上の賃上げを実施（予定）している中小企業</u> または伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内	3分の2以内 ただし、伝統的地場産品製造事業者等については、4分の3以内
補助金の上下限額	①小規模事業者（個人） 1事業場に付き15万円～60万円 ②小規模事業者（法人） 1事業場に付き30万円～120万円 ③中小企業 1事業場に付き50万円～200万円※4 ※4 <u>R5.10.15以降10%以上の賃上げを実施（予定）している中小企業</u> は50万円～400万円	①個人 15万円～60万円 ②法人 30万円～120万円

※上記は概要となりますので、詳細な要件等は必ず交付要綱をご確認ください。